

令和7年

第13回12月定例教育委員会議事録

令和7年12月24日

大野城市教育委員会

## 次 第

- 1 招集日時
  - 招 集 日 令和7年12月24日
  - 開会時間 午前10時30分
  - 閉会時間 午前11時10分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室
- 3 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事録署名委員の指名
    - 令和7年第12回11月定例会議事録の署名委員 佐藤 友恵 委員
    - 令和7年第13回12月定例会議事録の署名委員 關 知子 委員
  - (3) 議事
    - 第40号議案 大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
    - 第41号議案 大野城市学校運営協議会委員の任命について  
(御笠の森小学校、御陵中学校)
  - (4) 教育長報告
  - (5) 報告
    - ①令和8年度大野城市奨学資金奨学生選考結果について
  - (6) その他
    - ①教育長の業務報告(11月～12月)
    - ②教育委員会の主な行事・業務の予定(1月)
  - (7) 閉会
- 4 出席した委員等 元主 浩一(教育長)・高野 英機・山口 典子  
藤河 久美・佐藤 友恵・關 知子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 若山 純哉  
教 育 総 務 課 長 光野 直隆  
学校・地域連携課長 松岡 真彦  
教 育 支 援 課 長 山崎 栄子  
教育支援課主幹指導主事 山川 周作  
ス ポ ー ツ 課 長 甲斐 めぐみ  
教 育 総 務 課 係 長 川口 司寛  
教 育 総 務 課 担 当 山口 剛侍郎  
教 育 総 務 課 担 当 橋本 由美
- 7 会議の書記 教 育 総 務 課 担 当 橋本 由美
- 8 傍聴者 2名

午前10時30分 開会

○元主教育長

おはようございます。ただいまより令和7年12月定例教育委員会を開会します。

本日は2名の傍聴の申出がっております。非公開とする内容ではありませんので公開とし、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○元主教育長

それでは、始めます。

〔議事録署名委員の指名〕

○元主教育長

次第の2、議事録署名委員の指名に入ります。前回の11月定例会において佐藤委員をお願いしておりましたので、ご署名をお願いいたします。

ありがとうございます。今回の議事録の署名については、關委員をお願いいたします。次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

〔議事〕

○元主教育長

次第3、議事に入ります。

〔第40号議案 大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について〕

○元主教育長

第40号議案、大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、光野教育総務課長、説明をお願いします。

○光野教育総務課長

それでは、第40号議案について説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

国が進めている就学援助システム標準化に合わせまして本市の認定基準を見直す必要があることから、所要の改正を行うものでございます。国におきましては、令和8年度以降、統一した標準化システムの運用を推進しているところでございます。

2 ページをお願いいたします。

本市では、就学援助の認定について、現在、市民税額を基準としておりますが、全国的に就学援助の認定には総所得等を基準とする自治体が多く、委託しておりますシステム業者のシステム標準化の基本パッケージでも、国が標準化で示す総所得等で認定するシステムとなっております。市民税額でも総所得等でも基本的に認定の計算の考え方は変わりませんが、参考とする基準が市民税額か総所得かという違いになります。

ちなみに、県下60自治体のうち本市を含む7自治体が、国が進める総所得等以外で現在認定しておりますが、今回の標準化に合わせまして、そのほとんどの自治体が総所得等に見直すと聞いております。

今年度の就学援助の対象者は約1,250名ですが、総所得等に見直すことにより、約1,300名に増加する試算となっております。

この見直しに合わせまして、規則第2条第1項第3号の「市民税額」の文言を「総所得額等」に改正をさせていただきたいと考えております。

また、第3条第1項第1号の様式第1号の学校長を経由して申請する様式については、現在、電子申請を実施しており、ここ数年、学校長経由での申し込みがないことから、学校長経由での申請を取りやめることとし、様式を廃止したいと考えております。そのため、第4条、第7条、第9条の見直しのように、様式の号数を変更しております。

4 ページから9 ページが見直した様式になりますが、別紙で様式の改正前・改正後の新旧対照表をつけております。文字が小さいところになりますが文言の修正がありますので、併せてご覧いただきたいと思います。

説明は以上になります。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。

○高野委員  
いいですか。

○元主教育長  
どうぞ。

○高野委員  
規則を改正するという事で、就学援助の、援助の範囲の中に学校給食費も入っていますよね。これは書き換えたほうがいいんじゃないかなという気はしたんですが、これを書き換えると、また給食の規則とか給食費支給の規則とかも書き換えることになる可能性があるからというのも、判断されたのかなと思ったんですが、どうでしょうか。

○元主教育長  
光野教育総務課長、どうぞ。

○光野教育総務課長  
国の就学援助の中に、「給食費等」という文言がありまして、その表現に合わせた形にさせていただいております。大野城市は無償化を行っておりますので、就学援助で負担する給食費はないんですけれども、国の様式等の問題もありまして、このままの表現とさせていただきたいと考えているところでございます。

○高野委員  
いいですか。

○元主教育長  
どうぞ。

○高野委員  
学校給食を無償化する際に、就学援助として支給して、学校給食のほうの無償化はしませんよというような内容じゃなかったかなと、私の勘違いかもしれないですけど。

○元主教育長

光野教育総務課長、どうぞ。

○光野教育総務課長

給食無償化を実施することによって、今まで給食費は就学援助の中で補助を行っていたんですが、それを取りやめております。

○高野委員

そうですか。私の勘違いです。

○光野教育総務課長

給食費の補助と、無償化、基本的にはどちらかで実施することとしておりまして、就学援助につきましては実際に文言等では残っているんですけども、給食費の支給は外しております。

○高野委員

はい。

○元主教育長

よろしいでしょうか。

○高野委員

普通に条文を読むと混乱しますので、できれば、何かの折にもう就学援助のほうは文言を変えるなどして、給食費も援助の範囲に入っているみたいな書き方は変更したほうがよろしいかと思います。

以上です。

○元主教育長

光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

国の就学援助の考え方の中に給食費も入っているので、今後、無償化していく中で、国もその辺の調整をすると思いますので、その際に合わせて見直し等を検討したいと思います。

○元主教育長

よろしいですか。

○高野委員

はい。

○元主教育長

光野教育総務課長、どうぞ。

○光野教育総務課長

給食費が今、実質的に無償化しており、実費がゼロですので就学援助の中から外しているんですが、今後、国の補助の関係で給食について何らかの問題、例えば無償化も全部が対象になるのか、一部しか対象にならないのか、そういった問題が出てきた時のこともありますので今は文言をそのまま置いている状況でございしますが、いずれにしろ国の考え方も確認しながら、文言を入れるのか、外すのかというのは考えていきたいと思っています。

○高野委員

はい。

○元主教育長

よろしいですか。どうぞ。

○高野委員

国のほうでは全額負担するような言い方もしているみたいですが、半分は自治体で持ちなさいよという当初の説明があって、もしそうなったときに、大野城市の

給食無償化というのは、変わるとかというような感じではないのでしょうか。変わらないんですよ。

○元主教育長

どうぞ。

○光野教育総務課長

今年度は変わりません。来年度もまたそういうふうに予算要望しておりますので、基本的には変わらない方向で進めたいと思いますが、いずれにしても予算の関係もございまして、今はっきりどうこうというのはお答えできないところでございまして、全額無償化で進めるという当初の考えがございました。

ただ、今後、補助金がどうなるかということを考えてときに、その辺を見据えながら、判断をしていくことになると思います。

○元主教育長

高野委員、よろしいですか。

○高野委員

はい。もう、たればの話をしてもしようがないでしょうから。

○元主教育長

その他ありましたら。佐藤委員。

○佐藤委員

先ほど、就学援助の該当者数は現在1,250名ですが、今後1,300名に増加されるということだったんですけれども、就学援助については、保護者はいつも年度の最初にプリントなどで頂いている分だと思うんですが、その該当の方には、自分が50名の増加した分に該当するというのはお知らせがあるのでしょうか。それとも、申請した方の中からその50名に含まれていれば該当するという形でしょうか。

○元主教育長

光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

基本的には申請をしていただいて判断するという形になります。これもあくまでも試算でやっているものでございますので、実際に1,300名になるのか、1,400名になるのか、それとも、今1,250名ですけれども、それと同じぐらいの数字になるのかというのは、まだはっきりわかりません。所得の計算になりますのでそれぞれのご家庭で異なりますが、令和7年度の状況で試算したところ対象者が増えたという形になりましたので、恐らく減る方向ではなくて増える方向になるのではないかと考えています。基本的には申請をしていただいて判断をするという形になりますので、これから申込みを開始し、周知をしていく形になります。

○佐藤委員

ありがとうございます。でしたら、いただけるプリントなどに、基準が少し変わったということは分かるようにしていただければと思います。基準が総所得額に変わるので、もしかしたら以前申請して、私はもうこのくらいの収入なので駄目だったんだ、該当なしだったんだという方が応募してこられない可能性があるのでは、変わったことがわかるような形にいただければと思います。

○元主教育長

光野教育総務課長、どうぞ。

○光野教育総務課長

基本的には、税額で計算していても所得で計算し直す形になりますので、それほど大きな変更ではございません。

ただ、ちょっと計算のやり方が、最初に税額か所得かという話になるんですけども、今、実際申込みをいただいているのはもっと多い数の方、今年度で言いますと1,500名近く申込みをいただいて、教育総務課で審査して、それで大体1,250名ぐらいになっておりますので、基本的には同じような形で申請していただくという形になると思います。

こういうふうな形で見直しを行いますということをホームページなどで周知をさせていただきたいと思いますが、じゃあ、うちが基準に入るか入らないかというのは、それぞれの世帯で計算が異なりますので難しいところではありますが、変わっていますというのは周知をしていきたいと思います。

○佐藤委員

周知していただければと思います。よろしく願いいたします。

○元主教育長

よろしいですか。

○佐藤委員

はい。

○元主教育長

そのほか。どうぞ。

○高野委員

やっぱり援助という、その方にとっては大変重要なことなので、改正前の市民税額を基準にするのであれば、明らかにはっきりした基準になっているんですけど、改正後の総所得額等というのがこれを読んだ限りでは非常に曖昧なので、その辺の基準もはっきり、国はちゃんと出しているんでしょうから、国に合わせるのであれば、それも明示してほしいですね。どういったものなのか、所得額等の等というのはどういったものを含むのか。これも所得に入りますよと言ってどんどん増やされて、基準から外れるということがないようにしていただきたいと思います。

○元主教育長

光野教育総務課長、どうぞ。

○光野教育総務課長

基本的には国の基準に合わせて行っております。ただ、どこまで周知したら分かっ

ていただけるかというのは、なかなか難しいところがあるんですが、こういうふうに変わったというわかりやすい形での周知は検討させていただきたいと思っています。

○元主教育長

川口教育総務課係長、どうぞ。

○川口教育総務課係長

就学援助の基準を改正するにあたりまして、ホームページ等、わかりやすい形に修正をする予定です。何人世帯だったら、幾らぐらいの収入で対象となる可能性がありますというような、控除の関係や世帯人数の関係がありますので、一律というわけではないんですが、わかりやすいよう、周知をさせていただく予定です。

○高野委員

はい。

○元主教育長

よろしいですか。

光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

まだ、この会議が終わってからではないと周知はできませんので、周知はしていませんが、そういった形でわかりやすいように工夫をさせていただきます。

○元主教育長

では、お願いします。

その他、ご質問ありますか。

これより採決に入ります。

第40号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第40号議案について承認すべきものと決めます。

〔第41号議案 大野城市学校運営協議会委員の任命について〕

続けます。

第41号議案、大野城市学校運営協議会委員の任命について、山崎教育支援課長、お願いします。

○山崎教育支援課長

資料の10ページと11ページをお願いいたします。

第41号議案、大野城市学校運営協議会委員の任命について説明させていただきます。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条の規定に基づき、教育委員会が任命することとされておりますので、今回承認を求めるものでございます。

今回は、先月解任をお願いいたしました御笠の森小学校と御陵中学校の欠員補充になります。

各校ともに、委員の任期は本日令和7年12月24日から令和8年3月31日までとしております。

説明は以上になります。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問ありますか。よろしいですか。

これより採決に入ります。

第41号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第41号議案について承認すべきものと決めます。

〔教育長報告〕

○元主教育長

次第の4、教育長報告です。

資料をご覧ください。幾つか資料を、順を追ってお話させていただきます。管内の教育長会で提案されたものです。

まず、1ページです。

最近、学校の先生の不祥事が色々と続いております。その中で、特に県の教育委員会が心配していることが三つ挙げられております。

盗撮を含めたわいせつ行為が多いというのは、もうマスコミ等でご存じだと思います。そこに対して、非常に厳しい免職の処分、懲戒処分を受けるんだぞということを、校長先生方にしっかりとお話をしております。

それと、意外と盲点なのが、飲酒運転は車というイメージがありますが、最近の例として、コンビニなんかに赤い自転車が置いてありますよね。あれを酔っ払った帰りに乗って飲酒運転で検挙された事例とかいうのがありますので、自転車も駄目なんだぞということを必ず伝えてくださいということっております。

それともう一つ、営利企業申請というのがありますが、副業は認められないので、必ずきちんと申請するようにと。実際に、白タクみたいなことをされた人がおり、処分の対象になっております。

その三つのことを、特に12月でもありますし、クリスマスも年末年始もありますので、綱紀肅正という意味で職員におろしていただくように通達しております。

次に行きます。

次のページを開けていただくと、「ふくおか不登校児童生徒支援のカンファレンス」ということで、1月30日に行われる行事についてのご案内をしました。

写真のとおり元ソフトバンクホークスの和田選手が載っています。色々な不登校について県を中心に考えていこうということです。また、先日、人権週間講演で一人芝居をしていただいた福永宅司先生がここにも顧問として入っております。ぜひ参加していただくといいかなと思っております。その呼びかけをしております。

それと三つ目は、3ページからパンフレットをつけておりますけれど、放送大学について、今、はやりの言葉で言うと、リスクリングといいますか、ぜひ先生方にも学び直しを進めてくださいということです。

特に、本市もそうですけれど、特別支援学級がどんどんできたことによって、専門的な先生が全体的に不足しております。特別支援学校は免許がないとできないんですけれど、特別支援学級は、特別支援学校教諭免許がなくても通常の免許状で可能な仕組みとなっております。そのところで、特に最近、本市が抱えている課題は、やっ

ぱり特別支援学級の課題が非常に多くなっています。私も学校を回ってみて、そういう気はしております。まずは専門性をつけていただくということで、特に県も言われたのは、1ページ目をめくっていただくと分かりますが、特別支援学校の二種免許状というのが、放送大学を受けると素早く取れる仕組みになっておりますので、ぜひ勉強してくださいということで、校長先生方にも呼びかけております。

以上です。

質問はありませんか。よろしいですか。

〔報告〕

○元主教育長

次第の5、報告に入ります。

令和8年度大野城市奨学資金奨学生選考結果について、光野教育総務課長、ご説明をお願いします。

○光野教育総務課長

資料の12ページをお願いいたします。

奨学生の選考につきましては、藤河委員と佐藤委員に選考委員としてご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

12ページの1、奨学生の募集の(1)になりますが、募集要件と期間の見直しを行っております。昨年度、文化・スポーツ枠の文化の分野について要件の見直しを行っていましたが、今年度はスポーツの分野につきましても、大会成績の基準を満たしておらず不採用となっている応募者がいた経緯もあり、そして、令和7年の3月から4月に、現在支給をしている奨学生を対象としてアンケートを行った中で、回答者の7割が、基準が高い、特にスポーツが非常に高いという回答があったことも踏まえて見直しを行っております。

今日お配りしていますが、カラー刷りのA3のパンフレットの見開きに、条例施行規則第2条関係の別表があります。その下の段にスポーツの分野における成績が優秀な者の要件ということで書いておまして、特に大学に在学する者について、以前は全国大会に出場という厳しい基準であったのを、文化の枠と同等な形で見直しを行っております。

また、学力枠の選考試験の日程につきまして、学校と相談の上、前年より1か月遅

らせて文化・スポーツ枠と同時期に実施するよう変更し、募集期間を前年より1か月長く設けております。特に減少傾向にある大学奨学生の応募を増やせるよう、資料を送付する高校の数を増やし、市のSNSで発信、それからJR大野城駅に設置されています電子掲示板であるデジタルサイネージの活用など、広く目に留まるよう周知を行っています。

(2)の募集期間につきましては、7月1日から9月12日まで募集しております。

(3)の周知方法は、先ほどお話ししたような形になります。

2の学力枠の選考につきましては、募集人員が高校は3名、大学は2名募集しております。応募は高校が8名、大学が8名ございました。

受験者は高校が8名で大学が7名、1名が学力基準を満たしていなかったため7名となっております。

試験日は高校が10月4日土曜日、大学が10月11日土曜日を実施しております。

試験の内容につきましては、論文を600字から800字で書いていただき、面接は集団面接、それから個人面接を行っております。

選考委員会は11月28日に開催しております。

13ページ、3の文化・スポーツ枠の選考は、募集人員が高校1名、大学1名。応募が、残念ながら高校はゼロ名でおられませんでしたが、大学は4名おられました。この4名は、文化の枠が2名、スポーツ枠が2名ということになっています。

受験者につきましては、高校はおられませんでしたが、大学は1名収入基準が超過しております。3名となっております。

受験日は10月11日土曜日で、学力の大学枠と同じ日に実施しております。試験内容もほぼ同じになります。

4番の選考についてですが、基準については、面接の評価、それから論文の評価の合計点が200点になりますので、これで順位を決定することにしております。

(2)の選考案ですが、学力枠は高校奨学生の内定が4名、補欠が2名。大学奨学生は内定が2名、補欠が3名。文化・スポーツ枠は、高校の受験者がいませんでしたので、大学奨学生が内定1名、補欠1名としております。学力枠の高校の内定4名ということで米印をつけておりますが、当初は学力の高校奨学生の内定は3名の予定だったんですが、文化・スポーツ枠の高校の応募がゼロだったことから、1名追加を示して示しております。これは選考委員会で承認いただきまして、次のページになりますが、選考結果といたしまして、学力枠の高校奨学生が4名の内定と2名の補欠、

学力枠の大学奨学生が2名の内定と3名の補欠、文化・スポーツ枠の高校奨学生はゼロで、大学奨学生は1名の内定と1名の補欠という結果となっております。

報告は以上となります。

○元主教育長

ご質問ございませんか。よろしいですか。

[その他]

(1) 教育長の業務報告(11月～12月)

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定(1月)

○元主教育長

これをもちまして12月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

上記議事録次第は、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

署名 教育長

委員

書記